

## 山口家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時 平成22年1月27日(水)午後2時

第2 場所 山口家庭裁判所大会議室

第3 出席者

(委員・50音順)

赤穴泰博委員, 石原詠美子委員, 伊勢嶋英子委員, 宇和島正美委員, 田中耕太郎委員, 田中理絵委員, 辻昌文委員, 榎崎康英委員(新委員長), 山中直之委員, 山本由美子委員

[オブザーバー]

木村事務局長, 岡田首席家庭裁判所調査官, 明比首席書記官, 原田次席家庭裁判所調査官

第4 議題等

- 1 榎崎山口家庭裁判所長あいさつ
- 2 新任委員自己紹介
- 3 新委員長選出
- 4 最高裁判所企画のDVDビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」の視聴
- 5 プレゼンテーション「少年審判と被害者配慮制度」(品川主任書記官及び田島主任家庭裁判所調査官)
- 6 少年審判廷の見学
- 7 意見交換

テーマ「少年審判の現状と課題について」に基づき、「少年審判と被害者配慮制度」, 特に「少年の健全育成と被害者配慮制度の充実・調和をいかに図っていくべきか」について意見交換を行った。

## 【意見交換の概要】

[◎：委員長 ○：委員（委員長を除く。） ●：オブザーバー △：説明者  
（品川主任書記官又は田島主任家裁調査官）]

- ◎ 少年法22条は、「審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない」と規定しているが、被害者等が傍聴している中で、どのようにするとそのような審判ができるのかご意見を伺いたい。
- 山口家裁では、被害者等による傍聴があった審判では、どのような方法で和やかな雰囲気を出されたのか。
- 審判を和やかにすることを意識するのでなく、少年の健全育成という観点から、少年に、しっかり話をさせることに重点を置いて審判を進めた。そのことが少年のためにもなるし、傍聴した被害者等にも事情が伝わると考えたからである。被害者等が傍聴していない審判に比べれば、被害者等の審判傍聴により、多少は審判の緊張感が高まったような気もするが、和やかさが失われたとは思えない。傍聴した被害者等が、納得したとは必ずしも言い切れないが、少なくとも審判当日は特に混乱などはなかった。
- 山口家裁の少年審判廷を見学させてもらったが、部屋が狭く、距離も近くて話しやすいと感じられた。一方、そのせいで、被害者等が傍聴すると、少年は緊張するのではないかという感想を持った。審判傍聴の導入により、少年審判廷を広くする必要があるのでないか。
- 他の裁判所では、被害者等による審判傍聴がある場合には、少年審判廷でなく、ラウンドテーブル法廷など少し広い部屋で行った例があると聞いている。当庁でも、傍聴する被害者等の人数によっては、少し広い部屋を使うことも検討したい。
- 傍聴している被害者等は、審判廷で意見を述べる機会があるのか。ある場合、例えば、衝立を立てるなどして、顔が見えないようにして意見を陳述さ

せることはないのか。

- 被害者等による意見陳述は、必ず審判期日に少年の前で行わなければならないという訳ではなく、審判期日とは別の機会に裁判官に対してのみ意見陳述することも可能である。その場合でも、被害者等の意見陳述の内容を審判の中で少年に聞かせるという意味合いが大きいのではないかと考える。
- 少年審判を厳粛に執り行うことにも意味はあると思う。

しかし、山口家裁の審判廷における被害者等の席と少年の席との距離感では、厳粛さでなく、緊張感を生じさせそうな気もする。緊張感が生じると、少年の健全育成という点で、少年の審判の目的を達することが難しくなるのではないか。先ほど説明された、被害者等の調査をする家裁調査官の役割が重要になるように思う。社会一般には、少年審判に厳粛さも求められていると思うので、厳粛ではあるが緊張感を生じないようにするには、どのようにしておられるのか。

- ◎ 審判での緊張感を生じないために、被害者等を審判廷に入れなければよいというものでもない。また、審判傍聴の対象事件は、被害者が死亡あるいは生命に重大な危険を生じさせる傷害という重大な被害が生じた事件であるので、被害者等の傍聴がない場合でも、審判では緊張感が生じることはある。
- 被害者等に少年審判の結果を通知すると、被害者等の心情と審判結果との間のギャップを感じるのではないかと考える。従って、被害者等が少年審判を傍聴したり審判状況の説明を聞いたりしたいという希望が出てくることは必然であり、被害が大きいほど傍聴したいという希望は強くなると思う。被害者等が少年審判を傍聴し、審判の過程を見ることで被害者等の気持ちが和らぐことを考えているものと思う。

それにしても、現在の山口家裁の少年審判廷は狭いと感じられ、また、被害者等の気持ちを和らげるためには、裁判官や家裁調査官の審判の中での言動が重要になるのではないかと考える。

- 被害者等は別室に待機させ、少年審判の様子は窓越しに見るとか、テレビで見るとかすることは考えられないか。被害者等が審判廷に同室すると、狭い審判廷においては少年審判の空気が違ってくるのではないか。
- ◎ 被害者等が別室であっても、少年にとっては、審判の様子を見られているという緊張感は同じだと思うので、審判の運用で工夫することが重要と思う。
- 被害者等による審判傍聴を許可しないのは、どのような場合か。
- 少年審判が混乱するであろうことが事前に予測できるような特段の事情があれば、許可しないこともあり得るのではないか。もっとも、当庁での審判傍聴の事案では、危険や混乱が生じるおそれはなかった。
- 成人の刑事事件の場合、被害感情の強い被害者等には、捜査機関から手続等について十分な説明をして、慰謝の気持ちを表すことが大事である。

少年事件の場合、裁判所はどのようにして、被害者等にこのような事前ケアをしているのか。単に少年審判が混乱しそうということで被害者等の傍聴を認めない扱いにすることには疑問を感じる。
- その面で、家裁調査官は大変になったのではないか。家裁調査官が、ソーシャルワーカーのように、被害者等に対し、少年は反省しているというようなことを伝えているのではないのか。
- △ 事件記録に表れた捜査状況を丹念に読んだり、検察官にも被害者等の傍聴等の希望を尋ねたりした上で、被害者等に面接を実施する前に情報収集を行った。また、審判期日までの期間が短いので、場合によっては、電話等で密に連絡を取らなければならない。いずれにせよ、被害者等への配慮と少年の保護育成との間で均衡を失わないよう気を遣っている。
- 現在の少年審判廷で、家裁調査官と少年の付添人とが並んで座る配置に違和感を覚えている。

被害者等から見ると、家裁調査官と対立関係にある少年の付添人と並んで座っていて、奇異な印象を受けるのではないかと考える。

○ 被害者等の傍聴がないときは、そのような配置でもよいと思うが、被害者等が傍聴するときは一考の余地があるのではないか。

◎ 裁判所としても検討してみたい。

付添人の立場から、交通事故で少年よりも被害者の方の過失が大きいような事案の少年審判での被害者等の傍聴がある場合はどうか。

○ 弁護士としては、加害者側と被害者側のいずれの立場にもなることがあるため、あまり矛盾は感じてないが、被害者等の傍聴があるときは、少し言葉を変えて、被害者等の落ち度に関する主張のトーンを落とすということはある。

◎ 交通事故を例にとると、被害者の過失の方が大きいこともあるが、そのような場合であっても被害者等が傍聴し、意見陳述で加害者が責められることがある。そのような中で事実認定を正確にしなければならないが、どのようにすればよいか。被害者の方の過失が大きいと言われて、傍聴した被害者等が、さらに傷つくこともあり得る。

○ 平成12年以来、社会一般に被害者感情を大事にするようになってきており、社会的バランスから、少年法の基本精神も、少年の育成や立ち直りを主目的としつつ、被害者等も大事にするというように変容せざるを得ないと思う。

被害者等が事実を知って適正処分を求めることができることが、被害者等による傍聴の意味と思うが、被害者等の思う処分とは異なることもあり、そうすると被害者等としては、むしろ気持ちが満たされないことが多くなるかも知れない。しかし、そうであっても、被害者等の気持ちを受け止めざるを得なくなってきたと言っているのではないか。

平成12年に導入された、審判で少年と同席の場における被害者等による意見陳述の方が、審判での緊張感を強くもたらしそうな気がしており、被害者等による審判傍聴の方が議論されることに逆に疑問を感じている。

- 被害者等が傍聴している少年審判の場において、少年が気持ちを話すことが、少年自身と被害者等双方のためになると思う。逆に、被害者等が審判で意見陳述をして、被害者等の気持ちを話せば、そのことが少年のためになると思う。

審判傍聴を円滑に行うためには、家裁調査官が、被害者等配慮制度の趣旨を、事前に、少年と被害者等に理解させておくことが大事なのではないか。

- 少年法の精神が被害者等への配慮に向かいつつあることは分かったが、少年法の適用範囲や被害者等配慮制度を根本的に見直すべきなのではないか。

被害者等の傍聴の制度を少年審判に持ち込むというのは、根本的に無理なのではないか。

- 刑事公判と少年審判とで同じ被害者等配慮制度を導入することには多少の無理があるのかも知れないが、ただ、社会全体の動きの中で、被害者等配慮制度を少年審判にのみ全くリンクさせないのも難しくなっていることは受け止めざるを得ない。

- ◎ 少年審判において、傍聴する被害者等に対し金属探知機を使うことについて意見を伺いたい。

- 全国的に、審判廷でトラブルを生じるリスクが高くなってくれば、例えば空港のように、金属探知機を使うことについてルール化する必要があるかも知れないが、今は慎重に事前手続をしたり、審判廷の人員配置を行ったりしているので、ただちに必要とまでは思えない。

- 被害者等配慮制度においては、傍聴する被害者等は、事実を知り、受け止めた上で乗り越えるべきではないかと考える。

- 被害者等が納得できるか否かが大切だと考える。審判を傍聴して知ることによって、ある程度納得できれば、次に歩むことができるのではないか。被害者等がどうやって乗り切るかは分からないが、時が経てば少しは気持ちも癒やされるかと思うし、意見陳述により聞いてもらったことで納得できるこ

ともあるのではないか。被害者等配慮制度は、意見陳述で言いたいことを言ったこと、審判傍聴等で事実を知ったことで、被害者等が納得するという制度であると思う。それが少年審判の本来の目的ではないとしても、被害者等の精神的ケアの役には立つと思う。

8 次回テーマ

次回のテーマとして、「離婚事件の現状と課題について」（離婚に伴う金銭的な問題を中心として）が提案され、了承された。

9 次回期日

平成22年6月28日（月）午後2時

10 委員長あいさつ

以 上